

**地域中小企業応援ファンド
～ふくいの逸品創造ファンド～
事業助成金交付要領**

1 目的

この要領は、公益財団法人ふくい産業支援センター（以下「支援センター」という。）が、「地域中小企業応援ファンド～ふくいの逸品創造ファンド～事業実施要領」の規定に基づき実施する助成金交付事業に関する必要な事項を定め、その業務の適正かつ円滑な実施に資することを目的とする。

2 助成事業の内容

支援センターが交付する助成金交付事業の対象となる事業（以下「助成事業」という。）の内容は、県内の特色ある産業資源を活用し、顧客ニーズを的確につかんだ新商品・新サービス*の開発および販路開拓にかかる取組みとする。

※ただし、土産品等、観光客向けの商品・サービスは対象外とする。

3 定義

この要領において使用する用語の定義は、次の各号とする。

- (1) 「中小企業者」とは、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者とする。
- (2) 「大企業」とは、中小企業基本法第2条に規定する中小企業者に該当しない会社・個人で、事業を営む者をいう。
- (3) 「みなし大企業」とは、以下のものをいう。
 - ① 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者。
 - ② 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者。
 - ③ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者
- (4) 「小規模企業者」とは、中小企業基本法第2条第5項に規定する小規模企業者とする。
- (5) 「金融機関」とは、原則として、福井銀行、福邦銀行、福井信用金庫、敦賀信用金庫、小浜信用金庫、越前信用金庫をいう。

4 助成事業対象者

本事業の助成対象者は、次の（1）および（2）に掲げる要件をいずれも満たす事業者であること。ただし、当該年度に別表1に定める県産業労働部関係補助金等を受けた者もしくは受ける予定の者を除く。

- (1) 福井県内に主たる事業所を有し、次に掲げるいずれかに該当する者とする。
 - ① 中小企業者および小規模企業者
ただし、「みなし大企業」は中小企業者および小規模企業者から除く。
 - ② 有限責任事業組合
 - ③ 農業協同組合、農業協同組合連合会および農事組合法人
 - ④ 漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合および水産加工業協同組合連合会
 - ⑤ 森林組合、森林組合連合会および木材協同組合連合会
 - ⑥ 特定非営利活動法人
- (2) 次に掲げるいずれにも該当しない者とする。
 - ① 法人等（個人または法人をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴

力団をいう。以下同じ。) であるとき、または法人等の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員または支店もしくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者をいう。以下同じ。)が、暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき

- ② 役員等が、自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもって、暴力団または暴力団員を利用するなどしているとき
- ③ 役員等が、暴力団または暴力団員に対して、資金等を供給し、または便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、もしくは関与しているとき
- ④ 役員等が、暴力団または暴力団員であることを知りながら、これと社会的に非難されるべき関係を有しているとき

5 助成対象経費

- (1) 助成対象経費は、2の事業に要する経費であつて、別表2に定める経費のうち支援センターが必要かつ適当と認める経費とする。
ただし、「委託費」については当事業に要する経費の一部でなければならない。
- (2) (1)のほか、「ファンド事業審査委員会」が特に必要と認める経費とする。

6 助成率および助成金額

助成金の額は、助成対象経費の2分の1以内で支援センターが定めた額とし、1件当たり200万円を限度とする。

7 助成対象期間

助成金交付事業の助成対象期間は、助成事業を実施する期間であつて、交付決定の日より原則12か月以内で設定できるものとし、会計年度を跨ぐことも可能とする。

ただし、新商品開発事業および販路開拓事業において、十分な効果を上げるために特に必要と認められる場合には、助成対象期間を24か月以内で設定できるものとする。

8 計画申請の制限

計画を申請しようとする者は、申請事業に係る自主財源分について、他の助成事業による助成を受けることができない。

過去逸品創造ファンド事業による助成を受けた者は、事業終了後2年間は当助成を受けることができない。

9 助成事業の採択基準

助成事業は、次に掲げる基準を総合的に勘案し、充足性の高いものを、予算の範囲内で採択するものとする。

- (1) ① 助成事業の実施が確実である等事業内容の熟度が高いこと。
- ② 助成事業の実施により、将来的に地域産業の活性化が期待できる事業であること。
- ③ 事業計画および実施方法が、本助成金交付要領に規定する事業を遂行するために適切であり、かつ十分な成果を期待できるものであること。
- ④ 事業の予想する成果が、特定企業の利益にのみ寄与するものと想定される事業でないこと。
- ⑤ 加点項目
 - ・新型コロナウイルスの影響により、前年同月比10%以上の売り上げ減少が生じていること
 - ・事業継続計画(BCP)を策定していること

- ・経営革新計画の承認を受けていること

- (2) ① 支援センターは、学識経験者、産業支援機関、国関係機関、行政等で構成する「ファンド事業審査委員会」を設置し、助成金交付事業としての採択について諮問する。
- ② 前号に規定する委員会は、支援センターの諮問を受け、計画書の内容が次に掲げる要件の適否について審査して答申することとする。
- i (1)の①から④の助成事業の採択基準に適合していること。
 - ii 助成の対象者として不適当と認められる行為がなかった者であること。
- なお、本助成金交付要領に規定する事業の審査基準は、審査委員会において定める。

1 0 助成事業の公募およびその広報

- (1) 支援センターは、本助成金交付要領に規定する事業について公募する。
- (2) 支援センターは、本助成金交付要領に規定する事業に関して、助成金交付申請書の提出先、提出期限、提出書類、その他助成事業の募集に関し、必要な事項を広報するものとする。
- (3) 支援センターが(1)の規定により行う広報は、支援センターの主たる事務所の掲示場に掲示するほか、定期刊行物、ホームページ等への掲載など適切な方法により行うものとする。

1 1 助成金の交付決定までの手続き

支援センターは、次の手続きにより各事業年度における助成金交付事業を決定するものとする。

- (1) 助成金の交付を受けようとする事業者（以下「申請者」という。）は、金融機関および商工会議所、商工会に協議の上で、様式第1の助成金交付に関する事業計画書（以下「事業計画書」という。）を作成し、様式第2の意見書を添え、支援センターが別に定める期日までに提出するものとする。
- (2) 申請者は、当該助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額（助成対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額および当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計金額に助成率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して事業計画書を作成しなければならない。
- ただし、申請時において当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。
- (3) 支援センターは、事業計画書の提出があったときは、当該申請に係る審査を行うほか、必要に応じて現地調査等を行い、その結果、適当と認められるものについて通知する。

1 2 助成金の交付申請

- (1) 1 1 (3)による通知を受けた申請者（以下、「助成事業者」という。）は、様式第3の助成金交付申請書を、支援センターが別に定める資料を添付して、支援センターが定める期日までに提出するものとする。
- (2) 支援センターは、助成事業者から交付申請書の提出があったときは、すみやかに助成事業者の様式第4にて助成金交付決定通知をするものとする。

1 3 助成金の交付の条件

- (1) 支援センターは、助成金の交付決定をする場合において、助成金の交付の目的を達成するため必要があるときは、助成事業者に対して次に掲げる条件を付するものとする。

- ① 助成事業に要する経費の配分の変更（14（1）に該当する場合を除く。）をする場合、様式第5の助成事業計画変更承認申請により支援センターの承認を受けること。
 - ② 助成事業を行うため締結する契約の方法に関する事項その他助成金交付事業に要する経費の使用方法に関すること。
 - ③ 助成事業の内容の変更（14（2）に該当する場合を除く。）をする場合、様式第5の助成事業計画変更承認申請により支援センターの承認を受けること。
 - ④ 助成事業を中止し、または廃止する場合、様式第6の助成事業中止（廃止）申請書により支援センターの承認を受けること。
 - ⑤ 助成事業が指定の期間内に完了しない場合、またはその遂行が困難となった場合は支援センターに報告し、支援センターの指示を受けること。
- (2) 支援センターは、助成事業の完了により当該助成事業者に相当の収益が生じたと認められる場合においては、その交付した助成金の全部または一部に相当する金額を当該助成事業者から徴収する旨の条件を付することができる。

1.4 軽微な変更

助成金の経費配分の変更について、事業目標を変更しない範囲で、次に該当する事項は軽微な変更の範囲とする。

- (1) 単価の増減による資金総額の変更（助成対象経費の20%の範囲内の変更で助成金額に変更を生じないもの、かつ、助成対象経費区分ごとの金額相互間でいずれか低い額の20%以内の変更額の増減をいう。）
- (2) 同一助成対象期間内における実施時期の変更（事業実施回数、日数の30%以内の増減および実施時期の変更をいう。）

1.5 助成金の交付決定の辞退

- (1) 助成事業者は、12（2）の規定による交付決定通知書を受けた場合において、当該通知に係る交付決定の内容またはこれに付された条件に不服など、その他の理由により交付決定を辞退しようとするときは、当該交付決定通知を受けた日の翌日から15日以内に様式第7の助成事業交付決定辞退申請書を提出して交付決定を辞退することができるものとする。
- (2) 支援センターは、前項の書類の提出があったときは、当該申請に係る助成金交付決定を取り消すものとする。

1.6 助成事業の遂行

助成事業者は、助成金の交付決定の内容およびこれに付した条件に従い、善良な管理者の注意をもって助成事業を行わなければならない。助成金を他の用途へ使用してはならない。

1.7 助成事業の遂行状況の報告

助成事業者は、支援センターが別に定める時期に、当該事業の遂行状況を様式第8の事業遂行状況報告書により報告するものとする。

1.8 助成事業の実績報告

- (1) 助成事業者は、当該助成事業の完了後、10日以内に様式第9の助成事業完了実績報告書（以下「実績報告書」という。）を提出するものとする。
- (2) 助成金の概算払いを希望する助成事業者は、助成金の支払いを希望する前月末日時点の助成事業の中間実績報告書（様式第9）を提出するものとする。
- (3) 助成事業者は、(1) または (2) の実績報告を行うに当たって、助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が明らかな場合は、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

1 9 助成金の額の確定

支援センターは、助成事業者から実績報告書の提出を受けた場合に、当該報告に係る書類の審査を行うほか、現地調査等を行うものとする。

その報告に係る事業の実施結果が、助成金の交付決定の内容（13に基づいて変更を承認した場合はその承認された内容）およびこれに付された条件に適合していると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、その旨を様式第10の助成金確定通知書によって当該助成事業者に通知する。

ただし、18（2）の概算払いについては、前段および様式第10の助成金確定通知書に記載されている「確定」を「確認」と読み替えるものとする。

2 0 助成金の請求

助成事業者は、助成金の支払いを受けようとするときは、様式第11の精算（概算）払い請求書により支援センターに助成金の交付請求を行うこととする。

2 1 助成金の支払い

支援センターは、19により交付すべき助成金の額を確定したのち、20により助成金の交付請求を受けた時は、助成金を助成事業者に対し支払うものとする。

ただし、20による概算払いについては、支援センターが必要と認めた場合にかぎり、18（2）により助成事業実施期間の途中での事業の進捗状況を確認し、代金の支払が済んでいることを確認した上で、19により交付すべき助成金の額を確認したのち、当該部分に係る助成金額を支払うものとする。

2 2 交付決定の取消し

(1) 支援センターは、助成事業者が次の各号の一に該当するときは、当該申請に係る助成金の交付決定の全部または一部を取り消すことができるものとする。

- ① 本交付要領の規定に基づく措置に違反した場合および助成事業者が、助成金を他の用途へ使用した場合
- ② 助成事業に関して助成金の交付決定の内容またはこれに付した条件に違反した場合
- ③ 支援センターの承認を受けずに、当該助成事業を廃止（中止）した場合
- ④ 当該助成事業を遂行する見込みがないと判断した場合。

(2) 前項の規定は助成金の額の確定後においても適用されるものとする。

2 3 助成金の返還

支援センターは、22の規定に基づき助成金の交付決定を取り消した場合には、当該助成事業の取消しに係る部分に関し、その額の返還を、期日を定めて命じるものとする。また、助成金返還を求められた助成事業者は、支援センターが定める期日までに返還しなければならない。

2 4 加算金および延滞金

(1) 助成事業者は、支援センターから23に基づく助成金の返還を求められたときは、その請求に係る助成金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、返還を求められた助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納付額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付しなければならない。

(2) 助成事業者は、支援センターから助成金の返還の命令を受け、これを納付期日までに納めなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(3) 支援センターは、(1)および(2)においてやむを得ない事情があると認め

たときは、加算金または遅滞金の全部または一部を免除することができるものとする。

2 5 財産の管理及び処分

- (1) 助成事業者は、当該助成事業により取得しまたは効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）について、善良な管理者の注意をもって適切に管理しなければならない。
また助成事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）において規定された耐用年数に準じた期間内に、取得財産等を目的以外の用途に使用し、他の者に貸付けもしくは譲渡し、他の物件を交換し、または担保に供しようとするときは、あらかじめ様式第12の取得財産等処分承認申請書等により、支援センターの承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格または効用の増加価格が、50万円（税抜き）未満のものはこの限りではない。
- (2) 助成事業者は、取得財産等に係る台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。
- (3) 支援センターは、(1)の期間中において必要があると認めたときは、助成事業者の管理状況を調査することができるものとする。
- (4) 支援センターは、助成事業者が取得財産等の処分により収入金を得たときは遅滞なく様式第13の取得財産等処分による収入金報告書を提出させるものとする。
- (5) 支援センターは、(1)の承認をする場合または前号の収入がある場合にあっては当該取得財産等の残存価額（圧縮記帳を行わない価額）または当該収入金の全部または一部を納付させることができる。
- (6) (1)の処分において、助成事業者が本助成事業の成果を活用して実施する事業に使用するために取得財産（設備に限る。）を転用（財産の所有者の変更を伴わない目的外使用をいう。）する場合は、様式第12による申請書を支援センターに提出し、その承認を受ければ助成事業者は転用に係る(5)の納付が免除される。

2 6 立入検査等

支援センターは、助成金交付事業の適正を期すため、必要に応じて、助成事業者に対して報告させ、または支援センターが指定する者により、助成事業者の事務所等に立ち入り関係帳簿書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問することができるものとする。

2 7 助成金の経理

助成事業者は、助成金に係る経理について収支を明確にした証拠の書類を整備し、かつ、これらの書類を事業の完了した日の属する会計年度終了の日から起算して5年間保存しなければならない。

2 8 事業成果の報告

助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の翌年度から5年間、毎年2月末日を期限に、事業成果報告書（様式第14）を、支援センターに提出しなければならない。

2 9 収益納付

- (1) 助成事業者は、助成事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間、毎年指定した期日までに、実施状況報告書（様式第15）を、支援センターに提出しなければならない。
- (2) 助成事業者が実施する助成事業により収益を生じた場合には、理事長は交付

した助成金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。この納付金の算出の方法は、別紙に掲げるとおりとする。

3 0 その他の事項

- (1) 助成事業者は、助成金交付事業を遂行するにあたって本交付要領の定めのほか、支援センターが別途定める「中小企業等向け助成金助成事業実施の手引き」に従わなければならない。
- (2) 支援センターは、助成金交付事業の円滑かつ適正な運営を行うために必要な事項について、別に定めることができる。

3 1 消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う助成金の返還

- (1) 助成事業者は、助成事業完了後に、消費税の申告により、助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合には、様式第16の助成金に係る消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書により、すみやか支援センターに報告しなければならない。
- (2) 支援センターは、前項の報告があった場合には、当該消費税および地方消費税に係る仕入控除税額の全部または一部の返還を命ずる。
- (3) 前項の返還の規定については、24(2)の規定を準用する。

附則

(施行期日)

本交付要領は平成30年5月14日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和元年7月23日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和2年6月15日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和2年9月2日から施行する。

附則

(施行期日)

本交付要領は令和2年10月16日から施行する。

(別表1)

県産業労働部関係補助金等
<ul style="list-style-type: none">・おもてなし産業魅力向上支援事業助成金・ふくいの老舗逸品承継発展事業助成金・ふるさと企業経営承継円滑化事業（事業改善型）助成金・ふるさと企業経営承継円滑化事業（事業創継・再編統合型）助成金・新分野展開スタートアップ支援事業助成金・創業支援事業助成金・U I ターン移住創業支援事業助成金・将来のふくいを牽引する技術開発支援事業補助金

(別表2)

事業内容と助成対象経費について

1 対象となる事業内容

- ア 新商品開発事業
 - ・ ニーズ調査等の市場調査にかかる経費
 - ・ 新商品開発のための試作等にかかる経費
 - ・ 開発した新商品の求評活動にかかる経費
- イ 販路開拓事業
 - ・ 展示会出展など販路開拓にかかる経費
 - ・ 新商品の広報宣伝活動にかかる経費

2 助成対象経費

経費区分	内 容
新商品開発事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、資材購入費、外注加工費、試作用機械器具等購入費、機械改造費、借損料、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、産業財産権等取得費、資料購入費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費
販路開拓事業	従業員旅費、専門家謝金、専門家旅費、販路開拓用機械器具等購入費（ただし、取得価格が50万円以上のものを除く。）、会場借料、会場整備費、サンプル作成費、借損料、雑役務費、通訳・翻訳料、委託費（ただし、その事業の全てを委託するものを除く。）、資料購入費、広告宣伝費、ホームページ作成費、印刷製本費、通信運搬費、消耗品費

3 助成対象経費についての留意事項

① 旅費

旅費については、下記を限度として助成対象経費とする。

運賃 交通費の実費とする。

国内旅費はグリーン料金およびのぞみ料金は対象外とする。

宿泊費 実費とし、以下の表に基づく金額（税込）を上限とする。

(国内)

宿泊費（円/泊）	13,400	12,000
地域区分	東京都特別区、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、名古屋市、京都市、大阪市、堺市、神戸市、広島市、福岡市	左記以外

(海外)

宿泊費（円/泊）		19,300	16,100	12,900	11,600	
地域区分	北米（アメリカ合衆国、カナダ）	ロサンゼルス、ニューヨーク、サンフランシスコ、ワシントンD.C	○			
	欧州	西欧（イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、北欧四か国等）	ジュネーブ、ロンドン、パリ	○		
		東欧（ロシア、ポーランド、チェコ、ハンガリー等）	モスクワ		○	
	中近東	アブダビ、ジッダ、クウェート、リヤド	○			
	アジア	東南アジア（インドシナ半島（シンガポール、タイ、ミャンマー、マレーシアを含む）、インドネシア、フィリピン等）、韓国、香港等	シンガポール		○	
		南西アジア（インド等）、アジア大陸（中国等）、台湾等				○
	中南米				○	
	大洋州（オーストラリア、ニュージーランド、ポリネシア、ミクロネシア、メラネシア等）			○		
	アフリカ	アビジャン			○	

※ 海外旅費は海外展示会出展事業のみ対象とする。ただし、2名を限度とする。

日当、タクシー代、ガソリン代、レンタカー代、駐車場代、県内旅費については助成対象外

とする。

② 助成対象にならない経費

- ・グループの各企業の間取引にかかる費用
- ・保証金、敷金、保険料、公租公課
- ・飲食費、接待費、交際費、遊興、娯楽に要する費用
- ・据付（撤去）工事費、運搬諸経費、保守管理費
- ・産業財産権等取得において特許庁に納付する出願手数料、審査請求料、登録料等
- ・直接売上や利益につながる費用（ただし、当該事業で作成するパンフレットやホームページ等による宣伝・広告の際に、当該商品の説明や価額、申込方法等を記載することはこの限りではない。）
- ・商品製造または農林水産物の生産にかかる備品購入費（機械装置、検査器具等の購入費）
- ・その他、公的資金の用途として社会通念上、不適切と判断する経費（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第121号)第2条により定める営業内容等)

③ その他

- ・申請者が消費税の課税業者で、消費税仕入控除税額がある場合は、当該事業の助成対象経費に係る消費税相当額はすべて対象外となる。

収益納付の算定方法

助成事業に要した経費	助成金確定額(A)	助成事業に係る本年度売上額	助成事業に係る本年度収益額(B)	控除額(C)	本年度までの助成事業に係る支出額(D)	基準納付額(E)	前年度までの助成事業に係る累積納付額(F)	本年度納付額(G)

1. 「助成事業に係る本年度収益額 (B)」とは、助成事業の実施成果の事業化、知的財産権等の譲渡または実施権の設定およびその他当該助成事業の実施結果の他への供与による本年度の総収入額（助成事業の完了した日の属する会計年度の翌会計年度については、当該会計年度以前の収入額を加算した額とする。）から総収入を得るに要した額を差し引いた額の合計額をいう。

2. 「控除額 (C)」とは、助成事業に要した経費のうち、助成事業者が自己負担によって支出した額（助成事業に要した経費 - 助成金確定額）をいう。

なお、助成事業終了後、翌々年度以降の控除額の算出については、自己負担によって支出した額から助成事業年度終了より前年度までの助成事業に係る収益の累積額を差し引いた額（自己負担額 - 前年度までの収益累積額）をいう。ただし、控除額は自己負担によって支出した額の範囲内とし、前年度までの助成事業に係る収益の累積額が自己負担によって支出した額と同額以上となった場合には、本年度の控除額は0とする。

3. 「本年度までの助成事業に係る支出額 (D)」とは、助成事業に要した経費及び助成事業年度終了以降に追加的に要した助成事業に係る経費の合計額をいう。

4. 「基準納付額 (E)」とは「助成事業に係る本年度収益額 (B)」から「控除額 (C)」を差し引いた額に、「助成金確定額 (A)」を乗じ、「本年度までの助成事業に係る支出額 (D)」で除した額をいう。

$$\text{基準納付額 (E)} = \frac{(\text{助成事業に係る本年度収益額 (B)} - \text{控除額 (C)}) \times \text{助成金確定額 (A)}}{\text{本年度までの助成事業に係る支出額 (D)}}$$

5. 「前年度までの助成事業に係る累積納付額 (F)」とは、前年度までの収益に伴う納付金および財産処分に伴う納付金の合計額をいう。

6. 「本年度納付額 (G)」とは、「基準納付額 (E)」と「累積納付額 (F)」の合計額が「助成金確定額 (A)」を超えない場合には、基準納付額が本年度納付額となる。また、「基準納付額 (E)」と「累積納付額 (F)」の合計額が「助成金確定額 (A)」を超える場合には、「助成金確定額 (A)」から「累積納付額 (F)」を差し引いた残額が本年度納付額となる。

(1) 助成金確定額 (A) > 基準納付額 (E) + 累積納付額 (F) の場合
本年度納付額 (G) = 基準納付額 (E)

(2) 助成金確定額 (A) ≤ 基準納付額 (E) + 累積納付額 (F) の場合
本年度納付額 (G) = 助成金確定額 (A) - 累積納付額 (F)

助成金交付に関する事業計画書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

〔 担当者氏名

連絡先

〕

ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領11の規定により、助成金の交付を希望しますので、下記のとおり事業計画を提出します。

記

1 事業名

2 事業実施期間

年 月 ～ 年 月

3 当該事業において活用する
産品・産業技術等(地域資源)
の区分 農林水産物 鉱工業製品またはその製造・加工技術 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域観光資源

4 具体的産品・産業技術等の名称

4 具体的産品・産業技術等の名称

5 事業実施計画

別紙2のとおり

6 事業に要する経費

(1) 事業費総額 金 円

(2) 助成対象経費 金 円

(3) 希望する助成額 金 円

(4) 助成対象経費の配分および積算 別紙3 のとおり

(5) 助成対象外経費総額 金 円

(6) 助成対象外経費総額の負担方法

7 助成金の支払いを必要とする時期

年 月

8 添付書類

(1) 事業者等の概要 (別紙 1)

(2) 事業実施計画書 (別紙 2、3)

(3) 個人の場合：住民票(応募日以前3カ月以内に発行、マイナンバー不要)

法人の場合：履歴事項全部証明書(またはこれに準ずるもの。応募日以前3カ月以内に発行。ただし、別紙1において法人番号を記載する場合は、提出不要。)

(4) 直近三期分の決算書資料(損益計算書、貸借対照表、勘定科目内訳明細書)

- (5) 直近の確定申告書別表二（同族会社の判定に関する明細書）
- (6) 県税に滞納がない旨の証明書（応募日以前1カ月以内に発行）または県税の納税状況の確認について（別紙4）
- (7) 【代表者が満60歳以上の場合】事業承継診断票（別紙5）
- (8) 【新型コロナウイルスの影響により、前年同月比10%以上の売り上げ減少が生じている場合】
 - 新型コロナウイルスの影響による売上減少に係る証明書（別紙6）および根拠書類
 - 【事業継続計画（BCP）を策定している場合】
 - BCPの写し（計画期間内のものに限る）
 - 【経営革新計画の承認を受けている場合】
 - 県からの経営革新計画の承認通知の写し（計画期間内のものに限る）
- (9) 意見書（様式第2）
- (10) 会社概要のわかるもの（パンフレット等）

事業実施事業者等の概要

1. 事業者等の名称																
2. 法人番号 ※法人の場合のみ記載																
3. 所在地																
4. 代表者名	(役職) (氏名) (年齢※申請時点)															
5. 設立年月日																
6. 資本金または出資額	千円															
7. 従業員数	正社員				名				パート				名			
8. 業種																
9. 現在の主な取扱製品またはサービス内容	1. 2.															
10. 最近の決算状況 (単位：千円) 〔3期分の決算状況を新しい期順に記入ください。〕	区分	直前期 / 期			/ 期			/ 期								
	売上															
	諸経															
	減価															
	当期															
	法人															
	法人															
11. 過去3年以内の公的制度的利用実績																
12. 活用しようとする 産品・産業技術等(福井の強み)の区分	<input type="checkbox"/> 農林水産物 <input type="checkbox"/> 鉱工業製品またはその製造・加工技術 <input type="checkbox"/> 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域観光資源															
13. 上記産品・産業技術等(福井の強み)とのこれまでの関わり 〔従来事業や地域の中での関わりを記入ください。〕																
14. 支援を受ける経営革新等(認定)支援機関名																

15. 審査 加点項目	新型コロナウイルス による売上等の影響 状況	有 ・ 無
	B C P 策定状況	策定済・策定予定（ 月頃）・未策定
	経営革新計画の承認 状況	承認済・承認予定（ 月頃）・未承認

事業者名

事業実施計画書

1 事業名

2 産品・産業技術等

(1) 活用する産品・産業技術等（地域資源）の名称

(2) 新たな活用の視点

(3) 現状での周知度

(新聞、テレビなどのマスコミで取り上げられた事例数や当該地域での知名度の度合いを記入してください。)

3 事業の目的

4 事業の実施方法

(1) 事業の構成内容（回数など）

① 事業の実施内容

② 新商品・サービスの概要

③ 新規性・革新性

④ 顧客市場ニーズ

⑤ 実施体制・実現可能性

(2) 試作品製作、販路開拓先について

① 試作品製作や販路開拓の時期

② その方法

5 期待される事業成果

目標とする売上計画や地域経済での波及効果（雇用、生産量や利用者の増大など。）

事業者名

事業名：

収支予算積算内訳

《収入》

区 分	金 額	説 明
事 業 助 成 金	円	
自 己 資 金	円	
借 入 金	円	
そ の 他	円	
合 計	円	

《支出》

区 分		事 業 費	助成希望額	経 費 の 積 算	添 付 書 類
経費区分	内 容				
助 成 対 象	新 商 品 開 発 事 業	円	円		
		円	円		
		円	円		
		円	円		
		円	円		
	小 計	円	円		
象 経 費	販 路 開 拓 事 業	円	円		
		円	円		
		円	円		
		円	円		
	小 計	円	円		
合 計		円	円		
助 成 対 象 外 経 費		円	-		
総 合 計		円	円		

(別紙4)

県税の納税状況の確認について

私は、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金の活用に当たり、福井県の県税事務所等が、福井県産業労働部創業・経営課に対し、私の福井県への納税状況に関する情報を提供することに同意します。

令和 年 月 日

※申請者が法人の場合は法人名、団体の場合は代表者氏名を記載

[フリガナ]

法人名(印)

[フリガナ]

代表者名(印)

所在地

福井県知事 杉本達治様

*納税状況の確認に関する事項

本同意書に基づき提供された納税状況は、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金の事務以外には使用いたしません。

※福井県担当者記入欄

上記の者の令和 年 月 日現在の県税の納税状況については以下のとおりです。

滞納なし

滞納あり

徴収猶予あり

受付印

回答事務所 福井県税事務所 嶺南振興局税務部

事業承継診断票

企業名： _____ 取扱い支援機関名： _____

事業承継ヒアリングシート

経営者の年齢：	歳	業種：
従業員数：	人	売上： 百万円

Q1 会社の10年後の夢について語り合える後継者候補はいますか。
() ①はい →それは誰ですか？【氏名： _____】・() ②いいえ
※「①はい」→Q2、「②いいえ」→Q7へお進みください。

Q2 候補者本人に対して、会社を託す意思があることを明確に伝えましたか。
() ①はい ・ () ②いいえ
※「①はい」→Q3~Q6、「②いいえ」→Q8~Q9をお答えください。

Q3 候補者に対する経営者教育や、人脈・技術などの引継ぎ等、具体的な準備を進めていますか。
() ①はい ・ () ②いいえ

Q4 役員や従業員、取引先など関係者の理解や協力が得られるよう取組んでいますか。
() ①はい ・ () ②いいえ

Q5 事業承継に向けた準備（財務、税務、人事等の総点検）に取りかかっていますか。
() ①はい ・ () ②いいえ

Q6 事業承継の準備を相談する先がありますか。
() ①はい →それは誰ですか？【相談先氏名・名称 _____】・() ②いいえ

Q7 親族内や役員・従業員等の中で後継者候補にしたい人材はいますか。
() ①はい ・ () ②いいえ
※「①はい」→Q8~Q9、「②いいえ」→Q10~Q11をお答えください。

Q8 事業承継を行うためには、候補者を説得し、合意を得た後、後継者教育や引継ぎなどを行う準備期間が
必要ですが、その時間を十分にとることができますか。
() ①はい ・ () ②いいえ

Q9 現在までに後継者に承継の打診をしていない理由が明確ですか。（後継者がまだ若すぎる など）
() ①はい ・ () ②いいえ

Q10 事業を売却や譲渡などによって引継ぐ相手先の候補はありますか。
() ①はい ・ () ②いいえ

Q11 事業の売却や譲渡などについて、(1)相談する専門家はいますか。(2)実際に相談を行っていますか。
(1)相談する専門家はいますか。
() ①はい →それは誰ですか？【相談先氏名・名称 _____】・() ②いいえ
(2)実際に相談を行っていますか。
() ①はい ・ () ②いいえ

Q3~Q6 で1つ以上「②いいえ」と回答した方・・・円滑に事業承継を進めていくために、事業承継計画の策定による計画的な取り組みが求められます。

Q8~Q9 で1つ以上「②いいえ」と回答した方・・・企業の存続に向けて、具体的に事業承継についての課題の整理や方向性の検討を行う必要があります。

Q10~Q11 で1つ以上「②いいえ」と回答した方・・・事業引継ぎ支援センターにご相談ください。

(別紙6)

年 月 日

新型コロナウイルスの影響による売上減少に係る証明申請書

支援機関名

代表者名

様

所在地

名称

代表者職・氏名

印

私は、今般の新型コロナウイルス感染症の広がりにより影響を受け、下記のとおり売上が減少しました。

つきましては、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金の交付申請のため、売上減少の証明発行をお願いします。

記

1 減少の理由 []

2 売上高減少率 減少率 $(\frac{B-A}{B})$ [%] 【創業1年未満 (※)】

A 最近1か月間 (年 月) の売上高

[千円]

B Aの期間に対応する前年の1か月間 (年 月) の売上高

[千円]

- ・根拠資料（売上台帳等）を添付してください。
- ・Aについては、新型コロナウイルスによる影響を受けた月から受付締切日の間の1か月
⇒基本は「月（1日～月末日）」ですが、毎月の締め日の設定が異なっている場合は、締め日ベースでの月間売上高による前年比較で構いません。

(※) 創業1年未満の場合は、にチェックをしたうえで、Bには新型コロナウイルスによる影響を受ける直前3か月の売上高の平均を記載してください。

※支援機関担当者記入欄

申請のとおり、相違ないことを証明します。

年 月 日

支援機関名
代表者名

印

年 月 日

意見書

支援機関名
代表者

印

年度ふくいの逸品創造ファンド事業にかかる (代表取締役)
の申請についての意見は、下記のとおりです。

記

1 支援機関としてのコメント

項目	コメント
新規性 革新性	
顧客市場 ニーズ	
実現可能性 組織体制	
地域経済へ の波及性	

・各項目について「あり」または「問題ない」と判断する理由等について簡単にコメントしてください。

2 支援体制

支援機関名 (金融機関)	支援業務担当者 役職名 氏名 ㊟
支援機関名 (商工会議所・商工会)	支援業務担当者 役職名 氏名 ㊟

助成金交付申請書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

〔 担当者名
連絡先

印

ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領12の規定により、下記のとおり実施する事業に対する助成金の交付を申請します。

記

- 1 助成事業名
- 2 助成金交付申請額 金 円
- 3 事業実施期間 年 月 ～ 年 月
- 4 当該事業において活用する
産品・産業技術等の区分
 - 農林水産物
 - 鉱工業製品またはその製造・加工技術
 - 文化財、自然の風景地、温泉その他の地域観光資源
- 5 具体的な産品・産業技術等（地域資源）の名称
- 6 事業の実施計画 別紙2のとおり
- 7 事業に要する経費
 - (1) 事業費総額 金 円
 - (2) 助成対象経費 金 円
 - (3) 助成対象経費の配分および積算 別紙3のとおり
 - (4) 助成対象外経費総額 金 円
 - (5) 助成対象外経費総額の負担方法
- 8 助成金の支払いを必要とする時期 年 月
- 9 添付書類
 - (1) 事業者等の概要 (別紙1)

助成金交付決定通知書

番 号
年 月 日

助成事業者
住 所
事業者名
代表者名
様

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長

年 月 日付で交付申請のあった助成金については、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領（以下「交付要領」という。）12の規定により下記のとおり交付することに決定したので通知します。

なお、本交付決定の内容またはこれに付された条件に不服があり、助成金の交付決定の辞退をしようとするときは、本通知書受領の日から15日以内に交付要領15の規定によりその旨申請してください。

記

1. 助成金の交付の対象となる事業およびその内容
年 月 日付で交付申請のあったとおりとする。
2. 助成事業に要する経費および助成金の額は、次のとおりとする。

助成事業に要する経費	金	円
助成金の額	金	円

ただし、助成事業の内容が変更された場合における助成事業に要する経費及び助成金の額については、別に通知するところによるものとする。
3. 助成対象経費の配分及び配分された経費に対応する助成金の額の区分は、助成金交付申請書記載のとおりとする。
4. 助成事業者は、次の各号の一に該当するときは、公益財団法人ふくい産業支援センターの承認を受けなければならない。
 - (1) 助成事業に要する経費の配分の変更(軽微な変更を除く。)をするとき。
 - (2) 助成事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)をするとき。
 - (3) 助成事業を中止し、または廃止するとき。また、助成事業者は、交付要領の定めおよび公益財団法人ふくい産業支援センターが別途定める「中小企業等向け補助金補助事業実施の手引き」に従わなければならない。
5. 助成事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しないときまたは補助事業の遂行が困難となったときは、すみやかに公益財団法人ふくい産業支援センターに報告して、その指示を受けなければならない。

助成事業計画変更承認申請書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様助成事業者
住 所
事業者名
代表者名

印

年 月 日付け 第 号で助成金交付決定通知を受けた助成事業の内容を、下記のとおり変更したいので、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領 13 の規定により計画変更の承認を申請します。

記

1. 変更の内容

項 目	変 更 後	変 更 前

2. 変更の理由

3. 現在までに実施した助成事業の内容

4. 現在までに実施した助成事業に要した経費の明細

5. 助成事業の実施未了の概要

6. 変更後実施しようとする助成事業の内容

- (1) 事業の目的
- (2) 実施の方法
- (3) 実施の期間
- (4) 事業費総額
- (5) 助成対象外経費の負担方法
- (6) 助成対象経費総額
- (7) 助成対象経費の配分及びその積算
- (8) 助成金の支払いを必要とする時期

注) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$(\text{助成対象経費総額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額}) \times \text{助成率} = \text{助成金交付申請額}$$

助 成 事 業 中 止 (廃 止) 申 請 書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

助成事業者
住 所
事業者名
代表者名

印

年 月 日付け 第 号をもって助成金交付決定通知を受けた助成事業につきましては、当該事業の実施を中止（廃止）したいので、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領 13 の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 事 業 名

2. 中止（廃止）の理由および内容

(できるだけ具体的に記入してください。なお、関連する説明資料も添付してください。)

3. 現在までの事業の進捗状況

助 成 事 業 交 付 決 定 辞 退 申 請 書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

助成事業者
住 所
事業者名
代表者名

印

年 月 日付け 第 号をもって助成金交付決定通知を受けた助成事業につきましても、助成金交付決定を辞退したいので、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領15の規定により下記のとおり申請します。

記

1. 交付決定辞退の内容

(1) 助成金交付申請事業名

(2) 助成金交付決定金額 金 円

2. 交付決定辞退の理由

(できるだけ具体的に記入してください。)

事業遂行状況報告書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

助成事業者
住 所
事業者名
代表者名
(担当名) 印

年 月 日付け、ふ産支第 号で交付決定のあった(事業名)
については、別紙のとおり、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領17の規定に
より事業遂行状況を報告します。

助 成 事 業 遂 行 状 況 報 告 書

年 月 日現在

1. 事業の経過

事業者	事業内容	事業遂行状況	備考
事業者名 代表者名		実施状況 ○月○日 <div style="text-align: right;">を 実施</div> ----- ○月○日 <div style="text-align: right;">を 実施</div> -----	

2. 経費支出の状況

交付決定の内容		事業開始後の経費使用実績
助成対象経費	交付決定額	実績額
千円	千円	千円

3. 進捗状況と見込み

(1) 事業

(2) 経費支出

助成事業(中間・完了)実績報告書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様申請者
住 所
事業者名
代表者名
印
(担当者氏名)
(連絡先)

年 月 日付け ふ産支第 号をもって助成金交付決定通知を受けた助成事業の事業実績について、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領18の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 事業の実施期間

- (1) 当初計画 年 月 日 ～ 年 月 日
(2) 完了実績報告 年 月 日 ～ 年 月 日

2. 事業の実施内容及び成果について

- (1) 実施内容(報告書等が作成された場合は添付のこと)
(2) 成果
(3) 事業の成果に対する評価

3. 事業の実施によって取得し、または効用の増加した財産

- (1) 取得価額の単価が50万円以上のもの
(2) 取得価額の単価が50万円未満のもの
(3) 取得した無体財産権

4. 事業の収支決算

- (1) 収支総括表
(2) 助成対象経費の支出明細表

(注1) 中間実績報告については、1. 事業の実施期間の「(2) 完了実績報告」を「(2) 中間実績報告」と読み替え、助成金の交付を希望する前月末日を、実施期間の終期としてください。

(注2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して申請する場合は、次の算式を明記すること。

$$(\text{助成対象経費総額} - \text{消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額}) \times \text{助成率} = \text{助成金交付申請額}$$

助成金額確定通知書

番 号
年 月 日

助成事業者

住 所

事業者名

代表者名

様

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長

年 月 日付け ふ産支第 号をもって助成金の交付決定をした助成事業に対する助成金については、助成事業（中間・完了）実績報告書を検査した結果、交付の内容およびこれに付された条件に適合していると認められるので下記のとおり助成金額を確定しました。

つきましては、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領（以下「交付要領」という。）19の規定により下記のとおり通知します。

記

1. 交付を決定した助成金額 金 円
2. 交付を確定した助成金額 金 円
3. 助成対象経費の配分及び配分された経費に対応する助成金の額の区分は、助成事業実績報告書記載のとおりとする。

精 算 (概 算) 払 い 請 求 書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

(担当者氏名
連絡先)

年 月 日付け ふ産支第 号による助成金額の確定通知書に基づき、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領 20 の規定により下記のとおり請求します。

記

1. 交付請求金額 金 円

(内 訳)

交付確定額	金	円
既 請 求 額	金	円
今回請求額	金	円
残 額	金	円

2. 指定する金融機関

- (1) 金融機関および支店名
- (2) 預金種別
- (3) 口座番号
- (4) 口座名義

取得財産等の処分等承認申請書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

年 月 日付け ふ産支第 号をもって助成金確定通知を受けた取得財産等を下記
のとおり取り扱いたいので、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領25(1)の
規定により承認を申請します。

記

1. 対象となる取得財産等の名称
2. 数量
3. 取得財産等の取得金額
4. 処分等取り扱い方法
 - (1) 処分等が必要な理由
 - (2) 処分等の相手先
 - (3) 処分等の条件(転用の場合、別紙の誓約書、別添の処分申請説明書に必要事項を記入し、添付が必要)

誓約書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

補助事業等の成果を活用して実施する事業に使用するための取得財産の処分申請書を提出するにあたり、下記の事項を遵守することを誓約いたします。

なお、これに違反しもしくは相違のあった場合には、当該申請に係る承認の無効、助成金の返納等の処置をとられても、一切の異議の申し立てをいたしません。

記

1. 年度ふくいの逸品創造ファンド事業助成金により取得した財産は、当該助成事業等の成果を活用して実施する事業にのみ転用します。
2. ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領25(1)に定める期間中に当該財産を再度処分する場合には、再申請を行います。

取得財産等の処分等による収入金報告書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

申請者

住 所

事業者名

代表者名

印

年 月 日付け ふ産支第 号をもって承認通知を受けた取得財産等の処分等の取り扱いにより下記のとおり収入金があったので、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領 25 (4) の規定により報告します。

記

1. 処分した取得財産等の名称
2. 数量
3. 取得財産等の取得金額
4. 処分の内容
 - (1) 処分した月日
 - (2) 処分の相手先
 - (3) 処分による収入金の合計額
 - (4) 処分による収入金の内訳

事業成果報告書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

助成事業者
住 所
事業者名
代表者名 印
(担当名)

年 月 日付け、ふ産支第 号で交付決定のあった(事業名)
については、下記のとおり、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領28の規定に
より事業成果を報告します。

①	交付決定時の直前決算期の売上高 (円) (決算期: 年 月)	(A)	
②	直近決算期の売上高 (円) (決算期: 年 月)	(B)	
③	売上高の伸び率 (%)	$\frac{(B)}{(A)} \times 100$	

④	②の内、ファンド事業関連売上高 (円)	(D)	
⑤	割合 (%)	$\frac{(D)}{(B)} \times 100$	

⑥	直近決算期の経常利益 (円)	(E)	
⑦	⑥の内、ファンド事業関連経常利益 (円)	(F)	
⑧	割合 (%)	$\frac{(F)}{(E)} \times 100$	

(注) ②~⑧は、ファンド事業終了後5年間は記載を要する。

※⑦については、原則、事業ごとの区分経理に基づいて算出する。

添付書類 直近決算書

実 施 状 況 報 告 書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

助成事業者
住 所
事業者名
代表者名 印
(担当名)

年 月 日付け、ふ産支第 号で交付決定のあった(事業名)
については、下記のとおり、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領 2 9 の規定に
より実施状況を報告します。

助成事業 に要した 経費	助成金確 定額(A)	助成事業 に係る本 年度売上 額	助成事業 に係る本 年度収益 額(B)	控 除 額 (C)	本年度ま での助成 事業に係 る支出額 (D)	基準納付 額(E)	前年度ま での助成 事業に係 る累積納 付額(F)	本年度納 付額(G)

添付書類 実施状況のわかるもの(写真等)

助成金に係る消費税および地方消費税額の確定に伴う報告書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

申請者
住 所
事業者名
代表者名
印

年 月 日付け ふ産支第 号で助成金の交付決定を受けて 年度に
(事業名) 実施しました。このたび、消費税および地方消費税に係る額の確定に伴い、当該助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額が確定しました。

つきましては、ふくいの逸品創造ファンド事業助成金交付要領31(1)の規定により下記のとおり報告します。

記

1. 助成金額 (交付要領19. による額の確定額)

円

2. 助成金額の確定時における消費税および地方消費税に係る仕入控除税額

円

3. 消費税および地方消費税に係る額の確定に伴う助成金に係る消費税および地方消費税に係る仕入控除税額

円

4. 助成金返済相当額 (3-2)

円

(注) 別紙として積算の内訳を添付すること。

取得財産（機械設備・備品等）の移設届出書

年 月 日

公益財団法人ふくい産業支援センター
理事長 様

助成事業者
住 所
事業者名
代表者名 印

平成 年 月 日付け ふ産支第 号をもって助成金交付決定を受けた「ふくいの逸品創造ファンド事業」助成金で取得した財産の移設について、下記のとおり届けます。

記

1. 移設の内容

移設する対象物：
移設先の所在地：
移設場所：

2. 移設先での当該財産の管理者・取扱責任者（所属・氏名・連絡先）

管 理 者：
取扱責任者：

3. 移設理由